公益社団法人熊谷市シルバー人材センター総会議事運営規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員総会（以下「総会」という。）の議事の方法を定め、総会の議事の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（遵守義務）

第２条　議決権を行使し得る正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）及びその他総会出席者は、法令及び定款のほか本規則を遵守しなければならない。

第２章　役員、会員等の出席

（役員の出席義務）

第３条　理事及び監事はやむを得ない事由がある場合を除き総会に出席しなければならない。

（正特会員本人の出席）

第４条　総会に出席しようとする正特会員は、総会会場の受付において、あらかじめ送付を受けた書類を提示して正特会員本人であることを明らかにしなければならない。

２　あらかじめ送付を受けた書類を提示できない正特会員については、相当と認める方法で審査するものとする。

（正特会員代理人の出席）

第５条　正特会員の代理人として出席しようとする者は、受付において、委任状を提出することにより、その資格を明らかにしなければならない。なお、委任状用紙が、予めセンターが送付してある委任状用紙と相違する場合には、相当と認める方法でこれを審査し資格が明らかになった場合には、出席を認めるものとする。

（役員及び正特会員以外の者の出席）

第６条　議長は必要と認めたときは、理事及び監事の要請に基づきセンターが委嘱する弁護士ら或いは、理事・監事らを総会で補助するセンター職員らの総会への出席を許可することができる。

２　議長は、総会の運営上必要な業務を担当するセンター職員を総会会場に配置しなければならない。

３　議長は、警備のため特段の必要があると認めたときは、警備会社に委嘱して総会会場の内外の整備に当たらせることが出来る。

（正特会員以外の者の総会会場への入場）

第７条　議長は、前４条に規定した者のほかは総会に入場させてはならない。但し、次の各号に当たる者については、議事の運営の妨げとならず、総会会場に十分な余裕があると認められる場合に限り、入場を許可することができる。

（１）正特会員の介助者（但し正特会員一名につき一名に限る。）

（２）総会の傍聴を希望する者（但し、正特会員の席と区分した席に着席させなければならない。）

２　議長は、前項の規定により入場を許可された者に対しては、総会開会中、発言、拍手その他議事の進行に関与あるいは妨げとなる言動をさせてはならない。

（携行物等の持ち込みの禁止）

第８条　正特会員、代理人その他総会会場へ入場する者は、ハンドマイク、旗その他総会の平穏な議事進行を妨げる目的で使用される物品、若しくは妨げるおそれのある物品を携行してはならない。

２　議長は、前項の物品を携行している者がいる場合には、その者に対し当該物品の総会会場への持ち込みを禁止しなければならず、これに従わない者に対しては、総会会場への入場ないし滞在を禁止しなければならない。

（撮影、録音の禁止）

第９条　正特会員及び代理人その他総会会場へ入場する者は、議長の許可を得ずに総会の会場内において写真の撮影、録音をしてはならない。

２　議長は、前項の目的に使用する機材を携行している者がいる場合には、前条２項の規

程によって処理するものとする。

第３章　議長

（資格）

第１０条　総会の議長となる者は、定款第１６条の規定の定めによる。

（権限）

第１１条　議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。

２　議長は、議事運営上の命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

（議長不信任動議の審議）

第１２条　議長は、当該議長の不信任の動議に当たっても職務を行うことができる。

第４章　議事

第１節　開会

（入場）

第１３条　正特会員及びその代理人は、総会の開会前に総会会場に入場させる。但し、開会後であっても入場ないし、再入場させることを妨げない。

２　議長に退場を命ぜられた者については、再入場することはできない。

（出席正特会員らの確認）

第１４条　議長は、センター職員に総会に出席した正特会員及びその代理人の数、議決権行使書面を提出した正特会員の数を集計させておくものとする。

（開会の宣言）

第１５条　開会の定刻が到来したときは、議長は、出席した正特会員及びその代理人の数、及び議決権行使書面を提出している正特会員の数を確認の上、議場に開会を宣言する。

（開会時刻の繰下げ）

第１６条　議長は、正特会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正特会員及びその代理人に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

（出席状況の報告）

第１７条　議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に、出席した正特会員及びその代理人の数、及び議決権行使書面を提出している正特会員の数を総会会場に報告しなければならない。

２　前項の報告は、センター職員をして行わせることができる。

第２節　議題の審議

（議題の審議順序）

第１８条　議長はあらかじめ招集通知に記載された順序に従い議事を進行させるものとする。但し、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

２　議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

（理事等の報告・説明）

第１９条　議長は、議案を付議するときは、その旨を議場に告げた上、当該議案に関する内容及び提案理由について、理事を指名してその説明にあたらせるものとする。但し議長が理事である場合には、自ら説明することができる。但し、招集通知又は参考書類に記載されている部分については、これを援用することができる。

２　前項の報告または説明は、議長の許可を受けた上でセンター職員らの補助者にさせることができる。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）第４３条の規定による正特会員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該正特会員に対し議案の説明を、理事又は監事に対し上記提案に対する意見をそれぞれ求めるものとする。

第３節　正特会員の発言

（質問または意見）

第２０条　議長は、報告案件についての説明又は議案の内容及び提案理由について説明が終わったときは、正特会員に対し質問または意見を述べる機会を与えなければならない。

２　正特会員の発言の順序は、議長が決定する。

３　正特会員は、議長の許可を受けてから、簡潔明瞭に発言しなければならない。

（発言に対する制限）

第２１条　議長は、付議された案件については、理事らの説明または報告の終わるまで正特会員の発言を許してはならない。

２　議長は、発言しようとする正特会員には挙手をさせ、その席または議長の指定する場所で発言させなければならない。なお、発言に当たっては、その会員番号と氏名を明らかにさせるものとする。

３　議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、正特会員の発言時間を制限することができる。

４　議長は、次の発言に対しては必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

（１）議長の指示に従わない発言

（２）議題に関係しない発言

（３）冗長にわたる発言

（４）重複する発言

（５）総会の品位を汚す発言

（６）他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言

（７）その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

第４節　質問に対する説明

（説明義務者）

第２２条　正特会員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。

２　正特会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。但し、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

３　理事及び監事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明をさせることができる。

（一括説明）

第２３条　理事又は監事は、正特会員の質問に対して一括して説明することができる。

（説明の拒絶）

第２４条　理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

（１）質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合

（２）説明をすることにより正特会員の共同の利益を著しく害する場合

（３）説明をすることによりセンターその他の者（当該正特会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

（４）説明をするために調査をすることが必要である場合

（５）質問が重複する場合

（６）その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

第５節　動議

（修正動議）

第２５条　正特会員は、法令に定めのあるものの他、次の各号に関する動議を提出することができる。

（１）原案に対する修正

（２）議事順序の変更

（３）議長の信任・不信任

（４）質疑の打ち切り

（５）採決の方法

（６）休憩

（７）その他総会の運営に関するもの

２　議長は、前項第１号の修正動議については、原案と一括して審議することができる。

（動議の却下）

第２６条　議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

（１）当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。

（２）既に同一の内容の動議が否決されているとき。

（３）総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
（４）不適法又は権利の濫用に当たるとき。
（５）その他合理的理由のないことが明らかなとき。

第６節　休憩

（休憩）

第２７条　議長は、次の各号に該当する場合には、職権により休憩をする旨を議場に宣言することができる。
（１）議事が長時間に亘り、または議場が著しく混乱した場合
（２）質問に対する説明の為に、一時議事を中断する必要がある場合
（３）その他相当な理由により議長が必要と認めた場合

第７節　審議の終了・採決

（質疑・討論の打切り）

第２８条　議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めたときは、質問若しくは意見を述べようとする正特会員などがある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる

（出席正特会員の範囲）

第２９条　総会の決議については、出席した正特会員本人及び代理人を出席させた正特会員の各議決権の数に議決権行使書面を開催日の前日までにセンターに提出した正特会員の議決権の数を算入した合計数を、出席した正特会員の議決権の数として扱うものとする。
２　前項において、議決権行使書面を提出した正特会員の議決権の数を出席した正特会員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限る。

（修正案に対する議決権行使書面の取扱い）

第３０条　修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

（採決の方法）

第３１条　議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

（採決の結果の宣言）

第３２条　議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

第８節　終了

（延期又は続行）

第３３条　総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

２　前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。但し、その決定を議長に一任することを妨げない。

３　前項但書の場合､議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正特会員に通知する。

（閉会）

第３４条　議長は、予定されたすべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、議場にその旨を告げて閉会を宣言する。

第５章　雑則

（補則）

第３５条　この規則の改廃は総会で行う。

２　前項の場合を除き、この規則の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

付則

この規則は、平成２５年６月２１日から施行する。

（目的）

第１条　公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の理事会運営に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、本規則の定めるところによる。

（構成等）

第２条　理事会は、理事全員をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務執行を監督する。

２　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員以外の出席）

第３条　理事会は、必要に応じて理事及び監事以外のセンター職員、センター会員その他第三者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（理事会の種類・開催）

第４条　理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

２　定例理事会は、やむを得ない事情がある場合を除き、毎月開催する。

３　臨時理事会は、招集権者が必要と認めたとき、及び第５条第２項ないし第６項に該当する場合に開催する。

（招集権者）

第５条　理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は事故があるときは各理事が招集するものとする。

２　招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

３　前項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

４　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前２項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会

を招集することができる。
５　招集権者は、本条第２項又は前項前段の請求があった場合には、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
６　理事全員の改選直後の理事会は、各理事がこれを招集する。

（招集手続）
第６条　理事会の招集通知は、理事会の開催日の５日前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。
２　前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。
３　前２項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（欠席）
第７条　理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、予め招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

（議長）
第８条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長に事故があるときは副理事長がこれに当たり、正副理事長に事故がある場合又は理事全員改選直後の理事会の場合には、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。
２　理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

（決議の方法）
第９条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
２　前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、前項の理事の数に算入しない。

３　第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。但し、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

（決議事項）

第１０条　次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

（法定事項）

①重要な財産の処分、譲り受け

②多額の借財

③重要な使用人の選任、解任

④従たる事務所、重要な組織等の設置、変更、廃止

⑤内部統制の整備

⑥理事又は監事の法人に対する賠償責任の免除

⑦代表理事及び業務執行理事の選定・解職

⑧社員総会の招集等に関する事項

（ア）総会の日時、場所

（イ）総会に付議すべき議案

（ウ）総会に出席できない正特会員に対する書面による議決権行使の可否

（エ）その他法務省令で定める事項

⑨計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書、並びに財産目録、事業計画書、収支予算書等の承認

⑩理事の競業取引及び利益相反取引の承認

⑪その他法令及び定款に定める事項

（その他）

①必要な事項に関する規程等の制定、改廃

②理事長、副理事長、専務理事の選任、解任

③顧問等の選任、解任

④正特会員、賛助会員の入会の承認

⑤組織及び人事・給与制度に関する事項

⑥理事報酬が総額方式の場合における各理事の報酬額

⑦事務費の額の決定

⑧重要な事業、その他の契約の締結、変更、解除

⑨争訟の処理

⑩その他理事会において必要と認める事項

２　理事長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。但し、この場合にあっては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

３　副理事長は、理事長が欠けたとき又は事故があるときは、前項に準じて業務を執行することができる。

（報告）

第１１条　代表理事（理事長及び副理事長）及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに４ヶ月を超える間隔で２回以上、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

２　競業取引又はセンターとの間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

３　理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（議事録）

第１２条　理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した代表理事及び監事がこれに署名（又は記名）押印をしなければならない。

２　前項の議事録は、センターの事務所に１０年間備え置かなければならない。

（欠席者に対する議事録等の配布）

第１３条　代表理事（理事長又は副理事長）は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し議事録の写し及び資料を配付してその結果を報告しなければならない。

（事務局）

第１４条

理事会の事務局には、事務局長またはその代理が当たるものとする。

（補則）

第１５条　この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。